

Title	ローマの農政 - Cicero, de lege agraria - を中心として
Sub Title	Agrar-politics in Rome : especially about "Cicero, de lege agraria"
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.11 (1954. 11) ,p.1010(14)- 1036(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19541101-0014
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541101-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ローマの農政

—Cicero, de lege agraria を中心として—

宇尾野 久

ローマ社會の歴史を通じての農地關係の重きを考へるとき Cicero, De Lege Agraria Oratio Prima Contra P. Servilium Rullum Tr. Pleb. in Senat. (Tanuaris. 1. 63 B. C.) が一つのトピックをえがいていることが知られる。そこでは農地關係は單なる土地關係たるにとどまらず政治への展開としてその意義を加重してくる。

キケローが Consul (Praetorius Strabo) に選舉され、元老院で辯舌をふるつたこの時期はまさにヘレニズム世界の崩壊期にあたるるとともにローマ世界の新たな方向への分岐點をなしている⁽¹⁾。したがって Lex agraria (農地法) をめぐる熾烈な争論は、この轉換點に立つ世界構造のカオスからのローマの生成過程で評價されねばならないわけであり、且つこの争論の根源をなすカエサル (J. Caesar)、ポンペイウス (G. Pompeius) の政治的葛藤は、⁽²⁾ (兩グラックス (Gracchus)、スルラ (Sulla, Lucius Cornelius. 138—78. B. C.) から發する) Lex Agraria を通してローマ市民の經濟的黨派的關心をゆさぶり乍ら新事態に展開する強力な原動力となる。そのような Lex agraria に関するキケロー自身の考へから始めよう。

スタイリストであり、運命の子に終始したキケローが公的生活から退いた時期にアテナイに遊學中のその子マル

クス (Marcus) のために書いた⁽³⁾ “De Officiis” (5 Nov. 48. B. C.) は、キケローの平静な状態のもとで述べられたものと考へられるが Lex agraria (Nōnos τῆς ἀναστάσεως) 並に⁽⁴⁾ Novae tabulae (Senatus) の急進的な處置に對する彼のむしろ保守的な考へを左の如くに吐露している。

「たしかに民意を得ようと欲し、そのために占有者をその地位からおいはろうように農地法を試みようとし、または貸付金を債務者に免除することを念ずる者は國家の基礎をゆるがしつゝある者である。」⁽⁵⁾「さらにまたラケダイモン (スパルタ) 人が、その長官リサンドロスを追放し、王アギスを殺害したのはこの種の不正によるものであり、こういつたことはスパルタではかつて起らなかつた事である。その時からかくも大きな軋轢が繼起し、そこでまた僭主が起り、貴人たちは放逐され、また最も輝しい國制が瓦解した。しかもスパルタのみが倒れたのではなくてスパルタから發してとおく蔓延した有害な傳染により爾餘のギリシアをも席捲した。ティベリウス・グラックスの子でアフリカーヌスの子孫であるわがグラックスを亡ぼしたのは農地問題の争ではなかつたか？」⁽⁶⁾

ここでキケローの政治的立場が問われねばならぬが ロストゥツェフはキケローを民主派 (populares) の背棄者とし、貴族派 (Optimates) の背棄者カティリーナ (Catilina) に對置している。

ローマの政治家たるのあらゆる教養を身につけた騎士層 (equester ordo) 出身のキケローがスルラの解放奴隷クリュンギヌス (Chrysogonus) に對するロスキウス (Roscius) の辯護をもつて眞にローマ社會にデビューし、⁽⁷⁾ シキリアの地方官 (praetor) ウェルレースの悪政を攻撃したことはプラートルコス⁽⁸⁾の語るところであるが彼は秩序を愛し、知慧 (σοφία) を愛し乍らこの時代のすべてのローマ人のように國家における最高の地位を望んだ。そしてそのような願望 (ambitio)こそ民衆の側からスタートしたキケローの史的プロスペクトを麻痺せしめたように思われる。彼は新

貴族のファミリーアを創設し、ローマの新舊兩貴族の融和を夢み、元老院に對して接觸の用意をした。⁽⁹⁾

ローマの騎士層出の新人 (novus homo) であるキケローが成年の式 (toga virilis. 91 B. C.) を終え、ポンペイウス(10)の父 (Pompeius, Strabo) の軍事要員としての経験をもつた (89 B. C.) ことは彼より半歳年少のポンペイウスとの個人的接觸の點でキケローの政治生活に大きな影響をもつたと思われる。しかしキケローが quaestor (76 B. C.)⁽¹¹⁾ aedilis (69 B. C.) praetor (66 B. C.) を經て Consulatus (統領の地位) を得るために Populares の領袖カエサル(12)の陣營に走らず騎士 (eques) 出身のポンペイウスの統領被指名者 (nominatus) たらんとしたことは、ポンペイウスとの經歷の親近性や私的接觸またはキケローの史的プロスペクトの喪失というよりは政治そのものもつてモーニッシュな性格にも起因するわけである。⁽¹³⁾ としてキケローがカティリーナの對抗者として六三年に元老院により統領 (Consul) に任命されるや否やキケローの政治的立場は決定的に Populares と反對の側に立たされた。(彼の "De lege agraria oratio prima," と "Oratio secunda," "Oratio tertia," の間のトリケートな矛盾の芽はここに胚胎する。)

キケローの Consulatus を左右したカティリーナ (Catilina) は、カエサルとクラッスス (Crassus) の支持により統領の地位を得ようと屢ころみだがいつも失敗していた。しかしカティリーナはガイウス・グラックスの Lex agraria を大規模に遂行しようとするカエサル派の護民官ルルス (P. Servilius Rullus) とよつて前年 (December 10, 64 B. C.) 提案された議案を推進するためにカエサルにとつても亦必要であつた (キケローの Lex Agraria への弾劾はまさにこのルルスに向けられているが眞の提案者カエサルを追撃している譯である。)

ルルスの Lex agraria の議案ではまず十人の農地委員 (geoeviri) をえらぶことになつてゐるが、全く民主派のために活動できるような選挙をすることがそのなかに織り込まれていた。つまりこの委員は籤によつて三十五の部族から抽出された十七の部族によつて選ばれるので九つの部族の支持を確保しさえすればよかつた譯である。しかしすべての候補者が必ず選挙に出頭せねばならない (Professio) という伏線があり、明らかに東方に出征していたポンペイウスを排除することが企圖されていた。この選挙は Lex curiata (the law of Curia) によつて確認されねばならなかつた。しかし當時 Comitia Curiata (the assembly of Curia) は三十人のリクトル (Victor) によつて代表されていたので全く形式的なものになつていた。⁽¹⁴⁾ このようにして選出された農地委員の任期は五年間とされ、無制限の権限が與えられることになつていた。

このような準備のもとでティベリウス・グラックスの農地法を一そう大規模に行おうとするルルスの提案によれば、配分する農地をイタリアで買入れるためにさしあたり農地委員は自由に處分しうる莫大な基金を徴達しなければならぬ譯であるがその基金はイタリアとその外のローマの屬州 (Provincia) における公有地、特にスルラ (B. C. 88) 以來國庫に獲得された國有財産の賣却によつてまかなわれる。そのために農地委員は國有財産と見做されるものをすべて沒收し、賣却する全權を委ねられる。そしてミトリダテース (Mithridates) をうちやぶつたスルラがローマに齎した小アジア地方やギリシアの全地方がその計畫にもられており、また丁度ポンペイウスが東方で獲得した領土や財寶もこれに加えられることになつていた。さらにまた民主派の人々の主張では、合法的な王があるにもかかわらずエジプトもまた農地委員會の處分對象に入ることになつていた。他の屬州でも農地委員は同じたてまえですべての土地所有者を調べ隨意にその所有地に税を課し、農地委員會の恒常的な基金を確保しようとした。

これらの仕事が終わつたとき農地委員はイタリアの土地、とくにその名義の明らかでないスルラの時代の財産沒收 (proscriptio, agnoscitio)⁽¹⁵⁾ のさいに獲得された農地をその保有者から購入しはじめることになつていた。そしていまだ

に公有地となつていたカンパニア (Campania) のカプア (Capua) の土地がその手始めに入植の地として選定され、農地委員の氣に入りの五千人の古兵 (Veterani) や (ローマ市の) 貧市民に配分されることが豫定されていた。キケロによれば同じくカンパニアの最も肥沃なステルラティスの平原 (Stellatis campus) も之に加えられようとしていた。⁽¹⁷⁾ このような措置は明らかに政治的な性格をおびていた。カエサルがそのライバルであるポンペイウスを凌ぐためにその収入をふやし、軍隊を増強して政治勢力を扶植しようとしていたことは明らかである。丁度スルラがその解放奴隷や古兵の植民によつて勢力を扶植したと同じやり方である。

Lex agraria のこのような處置は國家全體にとつてプラスになるものでなく、カンパニアの優れた農夫をも破滅せしめるというのがキケロの主張である。

そのような問題が處理されるに當つて *Populus Romanus* (ローマ國民) の觀點から處置されねばならぬことはキケロの指摘の通りであり、且つそれが政治の具に供されることを阻止せんとするキケロの意圖も首肯される。しかし *S. P. Q. R. (Senatus populusque Romanus)* の政體をめぐつてすでに元老院とカエサル、カエサルとポンペイウス、カエサルとキケロの政治的對立が存在する以上、キケロ自身この政治的矛盾の外にあり得ず、キケロが *Populus Romanus* の計畫を非難する時すでにその事自體が政治性をおびる。さらに *Populus Romanus* の觀點から *Lex agraria* をとりあげるといふ場合その社會政治的性格は飛躍的に高度なものとなり、*Lex agraria* がローマ社會の經濟構造に何らかの作用を及ぼすものであるかぎり、政治からの中立性は保持し得ない。そのような政治からの中立それ自體が高度な政治性をおびていることはキケロの第二、第三の集有における *Oratio* が雄辯に之を物語つている。

このようなデモニーニッシュな政治の場に立つたキケロの *Lex agraria* を阻止せんとする主張は現存の農地關係を肯定するという結果に導くわけであるが現存する農地關係自體すでに史的な政治經濟關係の所産であり、必しも現存する農地關係の絶對性を示していない。したがつてキケロのカエサル・ルルスに對する論駁は、農地關係の發展の方向如何の問題にまで展開すべきであるが、キケロは實際的な立場からむしろ農地關係が如何にあるか、現存の農地關係への *Lex agraria* の作用如何にか論及せず、存在するものの妥當性しか述べていない。

ローマの *Sentinae reipublicae (rabble or turbulent fellows)* に組せず、選ばれた人たることを自負するキケロがカエサルの擡頭を阻止せんとする元老院で *Optimates* の味方をすると同時に集會 (*Comitia*) の民衆への演舌で (*Oratio ad populum*) 民主派のポーズをしたこと⁽¹⁸⁾ のデリケートな矛盾は市民戰爭の危機をはらみながらその出口を必死に見出そうとしていたローマ社會の運動から發したものであり、カエサルが *Lex agraria* を政治の具とし、*Sentinae* の人氣を得んとしたと論難するキケロの手からひそかにその純粹さを奪い去つた。⁽¹⁹⁾

最後に *Lex agrariae* の史的基盤について T. H. Freese は大要次のように述べている。⁽²⁰⁾ 共和制初期のローマの收入の主要な源泉の一つはイタリアの公有地であつた。しかしこの公有地はその後ローマのイタリア及び異邦の征服によつて膨大なものとなつた。その際公有地として押收されたものは被征服國の領土 (*territorium*) の三分の一⁽²¹⁾ 時にはその半分に及び、カンパニアの場合にはその全體が押收された⁽²²⁾。そして共和制の終りには異邦の王がその領土をローマ人に遺贈するようなこともあつた⁽²³⁾。ところでこの公有地の扱いはその土地の性質によつて異つていた。

(一) 耕地 (*ager*) の取扱については、(a) その一部が *quaestor* によつて賣却せられたらしい。⁽²⁵⁾ そのためにその耕地は

ager quaestorius と呼ばれた。あとで問題となるように法理論上この耕地は依然として國家の財産に止まる譯であるが、その購入者は名目的な地租を拂つて possessio (占有) の全權利を與えられた。⁽²⁶⁾ (b) 市民へ籤 (sors) によつて割當てられた耕地は agri dati, agri assignati と呼ばれ個人的な割當地 (virum assignatus) としてギリシアの κλίσπος の如くに處理される。その地積はニエーゲラで子孫に傳えられ、世襲地 (hereditum) となる。⁽²⁷⁾ 公有地での植民は屢々このような形で行われた。⁽²⁸⁾ そして農地の割當をうけたものは植民者の中に編入されるがしかしローマ市にとどまり且つその割當地を保持し得た。さらに公有地がこのようにして處分されても尙餘剩のある場合一定の地租をとつて貸出された。その貸與期間は一年から百年に亙る多様な形をとつていた。長期間に亙る場合には借地人は mancipis と呼ばれ、自ら耕作せずさらにその借地を小作人 (conductor) に轉貸しすることが行われた。⁽²⁹⁾

(c) 未耕荒蕪地 (ager incultus et desertus) 又は戰爭によつて荒された公有地は一般に先占 (occupatio) を許された。⁽³⁰⁾ したがつて先占を許された市民は之を自分の計算で自由に運營することができた。しかしそのために穀物のさいには穀物收穫の十分の一 (decuma) また葡萄やその他の果樹栽培の際には五分の一の地租 (vectigal) を拂うのでこれらは ager vectigalis と呼ばれた。更にそのまま公有の放牧地として保持される場合にはそこで放牧される羊や牛の一頭當りにやはり vectigal が拂われ、vectigal の原始的な形とされている。⁽³¹⁾ なお放牧地は個人に又は共同放牧 (compascua) の形で貸與される場合もあつた。その税は Scriptura と呼ばれ、その徵集を請負うものは publicani scripturarii と呼ばれた。勿論以上の公有地の占有者は完全な所有權 (dominium) をもたず、またその先占 (occupatio) を國家に對して主張し得なかつた。つまりそれは precario (at will) での占有にすぎず占有者が何か外の目的にその土地を使用する場合には國家は之を回收する權利を保留していた。しかし Censor は他の税拂い小作人に

轉貸するためにその占有を解くことはできなかつた。占有者は國家に對して時効 (vetustas) を主張し得ぬが占有者の數代に亙つて之を占有することができた。したがつて國家が突然占有地を回收することはいわば勝手な沒收と考えられるようになった。このように私有財産と考えられるようになったものをスルラが沒收し、兵士やその知友に分配したことは當然民衆の怒りを惹起した。

公有地がいわゆる Latifundium に編入された過程については Appianus, Bellum civile が詳しく記述しているが大土地所有と、その對照的な土地なしの貧市民や兵士の間の矛盾から起つた農政問題である Lex agraria は私有地には觸れず公有地がその論議の對象となり、かかる農地の割當てや請作が問題となつてゐる。そのような最初の Lex agraria は B・C・四八六年の統領 Spurius Cassius がとりあげ、公有地を庶民に分配しようとしたが實行されずカッシウスは殺害されたとリーウィウスはのべてゐる。⁽³²⁾

(3) Leges Licinia Sextiae (367 B. C.) が公有地の五百ニエーゲラ以上を占有してはならず百頭以上の大家畜 (牛)、五百頭以上の小家畜 (羊) を公有地に放牧してはならず、且つその法が守られるのを監視するため若干名の自由民が農園で使用されねばならず、これらの者は農園で行われていることを報告する義務があると規定した。⁽³³⁾ 然し法の問題で何時も困難の起るのはそれがどの範圍にまた如何なる程度に實施され、その作用如何ということである。法自體に就いての論議からの展開過程でこの點に到達すると資料は大抵の場合沈黙を守つてゐる。しかし Tiberius Gracchus, Gaius Gracchus の Lex agraria (133, 122 B. C.) はこの點で著しい根據をもつてゐると思われ。⁽³⁴⁾ グラックス兄弟の農地法の一つの歸結とも考えられる B・C・一一一年の Lex agraria は Spurius Thorius tribunus plebis のものと推定され、lex Thoria と呼ばれてきた。⁽³⁵⁾ しかしアッピアニスはこの法の生成過程について次の

ようにのべている。

(一) 弟のグラックスの農地變革の終つたのち間もなく兄のグラックスの法によつて禁止されていた割當地の賣却を許す法が制定されたので直ちに富裕な者が割當地を買入れたり、横領したりし始めた。そこで貧市民の状態が前よりも一層悪くなつたので (一) B・C・一一八年に護民官 S. Thorius は公有地を配分するのを停止し、公有地の占有を認め、占有地に税 (*stipos*) を課し、得られた金を庶民に分配した。しかし土地配分は貧市民への慰めにすぎず、民衆の助けにならぬので農地委員 (III vir) の活動は兄のグラックス以後十五年で停止し、(二) 間もなく他の護民官の要求でこの税も廢止された。(36) アッピアヌスはこの護民官の名を擧げていぬが Baebius と呼ばれたらう。Lex Aelia とともに銅板に保存された一一一年の此農地法について Salvator Riccobono は之を Lex agraria [Baebia?] とし Fontes iuris Romani antejustiniani. pars prima. に收録しているが、これによれば、(3) C. Sempronius Tibertius の扱つた農地並びに農耕のため保有している卅ユーゲラを越えぬ農地を私有とする。(His ager priuatus esto) (14. ibid. p. 105.) (4) ager compascuus で家畜の持主は十頭以上放牧してはならない。(14) (5) プブリカーニへの税を免ぜられる。(populo aut publicano vectal scripturamue nei debeto.) (15) (6) Coloni (入植者) を municipia (都市) は全て彼等に許された公有地の保有を保證される。(32) (右のイタリアの公有地の外にアフリカやコリントメについても規定している。) 等々が制定されている。

以上のことは何故ルルスの提案でスラ (B. C. 88) 以降に得られた公有地が特に問題となるかについての理由をも同時に説明する。(37)

一 元老院における第一の oratio (辯論)。—要旨—

キケローはまず農地委員が賣却しようとする公有地の検討から始めている。

「Decemvir (十人農地委員) は、L・スラ(やG・ポンペイウス)が統領となつた(B・C・八八年)のちその王アレクサンドロス(38)の遺志によりローマ國民のものになつたと言いたてているアレクサンドリとエジプトを賣ろうとし、ルルスはそのリストの中に入れていたが元老院議員諸賢は之を許すか? またルルスは分配地を購入するためその資金を求め、その計畫を着々とすすめているようであるが、これによつてローマ國民の權威は侵されつつある。

次に「スカンティアの森を賣らしめよ」(39)とルルスは言うがこの森は果して “Relictae possessiones” (放置占有地) のリストまたは監察官 (Censor) の牧地登記簿に記載してあるか。(40)

ルルスはイタリアの全公有財産を一つ一つ賣り拂いつつある。更に彼はシキリアの全公有地を監察官の登記簿で探し求めている。是は國民の財産であるにも不拘販賣されようとしている。また小アジアの Attalia やその近くの Olympus の住民の土地を賣ろうとしているが、Publius Servilius (Consul 79 B. C.) の軍功によつてローマ國民の領土になつたものである。次にマケドニアやコリントス及び兩スキーパーオの軍功による新カルタゴの近くのイスパニア、舊カルタゴ、ミトリグデーテス王が Paphlagonia, Pontus, Cappadocia に領していた土地も賣ろうとしているが之等は何れもわが祖先が吾々に傳えたローマの公有財産である。またポンペイウスが戦勝によつて得た王冠の寶石や東方の領土を賣ることは全ポンペイウスの軍隊の士氣を沮喪せしめることは明らかである。(41)

制定してある公賣の場所を農地委員が何等はつきりと定めていないのは一體どうしたことか? つまり農地委員は農地法によつても賣却することを許されているからである。監察官はローマ國民の面前でなければ vectigalia の請負を許してはならないことになつてゐる。また世襲財産 (Patrimonium) を荒廢せしめたかどで人々からとりあ

げた財産でさえ公道や交叉路でなく公賣場(astrum auctionarium)で賣られる慣習である。しかるにルルスはあまいに、また好きな場所でローマ國民の財産をばらばらにうりはらうことを農地委員に許している。スルラやポンペーイウスが統領であつたときには法の前文ではつきりと規定されていたことを農地委員たちは無制約な無限定なものにしてしまった。(III)

Decemviri は公有地に高い vectigalia を課し、好きな土地を没收し、之を公有地と宣言しようとしている。しかし Lex agraria 全體のうちに二つの例外があるのは疑わしいというより不正である。つまりシキリアの Recentoria の領土が、課税に當つて例外とされ、また盟約によつて保護されているアフリカのヌミディアの王、Hiempsal の領土が盟約によつて保護されているならば、一體之等を除外する理由があるうか？⁽⁴²⁾ しかして盟約に何らかの疑しい點があり、またレケントーリアの土地が公有地であるならばこれまたルルスがこれら二つの場合を例外として免除するのはおかしい話である。農地委員は貨幣を隠匿し、全ローマ人の収入を横領したポンペーイウスを農地委員のメンバーから除いているがこれは全く公平でない。一體農地委員が賣却しようと考えているものが G・ポンペーイウスによつて獲得された新たな収入であることを吾々が知らないとも考えているのか？(IV)

元老院議員諸賢よ(patres conscripti) 諸賢は金錢があらゆる手段によつて山とつまれているのを知っている。ところでこの金錢の不人氣は、それが土地の購入に費されるというので緩和されている。⁽⁴³⁾ だが一體誰がこれらの土地を買うのか？(私は外のことについては言まい) 農地委員の一味であるルルスよ君は好きなものを買ひ、好きなものを賣ろうとしている。しかも好きな値段で賣買しようとしている。しかしスルラの時代に多くの土地を手に入れた君の

義父(soon)はどれだけ多くの土地を君に賣るつもりか？ きっと喜んで賣ることだろう。

一體買ひ入れられた土地でどんな植民が行われるか？ そしてこれらの植民は何處で、どんな人々をもつて、どのような場所で行われるか？ ルルスよ、君は吾々が君並びにこの計畫の(カエサルを含む)張本人たちに無防備な全イタリアを引渡し、君等がイタリアを要塞でかため、植民者をもつて之を占據し、がんじがらめにするのを許すとも思つているのか？ またティベリス河畔の Janiculum の岡で植民し、ローマ市を他の都市から攻圍しないという保證でもあるのか？(V)

ルルス!! 君が君等の植民者をもつて全イタリアを充たさんとする計劃がどんなものであるかを吾々の一人も知らぬとも思つているのか？ Lex agraria には「農地委員は好きな都市及び植民地で、好きな植民者を入植せしめまた好きな場所に入植者たちに農地を割當てる」と書かれて⁽⁴⁴⁾いる、かくて農地委員が全イタリアをその軍隊で占領したら吾々の權威をとりもどすすべもなく、吾々の獨立(libertas)を恢復する望もなくなる。このことは私の疑と推斷されたのであるが全ての間違の機會が掃き除かれなければならない。

農地委員はカプアに植民者を入植し、もう一度カプアをローマ市に離反させようとしているがこのことはカプア人の財産を奪ひ、わが領土(Imperium)の名を移し去ることになる。(VI)

さらに Lex agraria は肥沃なカプアだけでなくカンパニアとそのステララーティスの平原(Stellatis campus)をもその植民者に分配しようとしている。しかしこの領地だけでスルラの専制やグラックスの大ぶるまいに抵抗した人々の領地をルルスに引渡すことになるだろう。

この領地の重要性については私は集會での辯論に保留して今は何も云うまい。ルルス!! 君は重大な誤りをやつ

た。私は君を集會に召喚し、ローマ國民の意志で吾々の間の黑白を決しよう。」(VII)

キケローの第一の辯論は大要以上の要旨であるがキケローが國家の尊嚴(dignatio)と自由(libertas)の名のもとで行つた農地委員ルルスへの彈劾がカエサルへの攻撃、さらにポンペイウス、元老院の辯護という結果へ導いたことはもはや明白であり、争論の最後の判決を集會の民衆の判断に委ねんとするキケローの動きは法律、辯論、政治への自己の才腕の自負と共にまさにキケローを政治のとりこにしている。

二 集會における第二の oratio⁽⁴⁶⁾

キケローの辯論は彼に名譽な統領の職が與えられたことに對する民衆への感謝をもつて始まる。彼は民衆によつて何等の反對もなしに選ばれた最初の新人(primus homo novus)であることを再三強調し、選挙に當つて最後の部族の投票の選別を待たず多票を投じて「彼に統領を宣言したローマ國民の異口同音の聲」に感謝している。勿論このことはキケローの民衆の政治的力への自覺となつてあらわれているが同時に彼がまさに彈劾せんとするルルスの農地法における選挙の自由の制限に對する自然な布石にもなつてゐる。

彼は統領としての抱負をのべた後、Lex agrariaに言及し、「ローマ市民よ(Quirites)卒直に言つて私はあらゆる種類の農地法それ自體を否認しない」⁽⁴⁸⁾「私はティベリウス及びガイウス・グラックスが以前に個人によつて占有されてきた公有地に庶民を植民したことを想起する」⁽⁴⁹⁾「私はまた多くの人たちのように、その忠言や叡智や法によつて政治を安定したグラックス兄弟をたたえることを罪惡と考えるような統領ではない」⁽⁵⁰⁾「Lex agrariaがローマの民衆に有用だと私に思われるならば私はそれを通過せしめる支持者となりまた援助者にならう」⁽⁵¹⁾とのべる。しかしキケローがこのように述べるとき確かに彼の民衆へのポーズは否定しがたいものとなり、また彼の De officiis, II

XXIII. 80. における所信からの自己疎外は明瞭な形をとつてあらわれてくる。しかるにキケローは農地法の提案者ルルスの個人攻撃を始める。ルルスがぼろをまとい、⁽⁵²⁾怪異な容貌をしているという譯であるが、ルルスがB・C・三〇〇年以來シキリアからローマに渡つてきた理髮師(tonsor)⁽⁵³⁾による理髮の流行に従わなかつたのかどでキケローが之を非難するときキケローは文字通りそのスタイリストたるの眞價を發揮しているようである。

かくてキケローはくりかえしLex agrariaが民衆の利益を伸ばすものならば喜んで之を検討する用意のあることを語り(VI. 14)卑劣な護民官が統領に對立をしいるならば統領の職にあるものは護民官の職にあるものと(Consulatus cum tribunatu)一戦も辭さぬときめつける。そしてキケローはローマ市民の利益になるように考へてLex agrariaを手にしたが、その條項の最初から最後まで護民官の計畫すべてがLex agrariaの名のもとで十人の萬能の君主を設定することにあるということしか見出せなかつたと極言する。(VI)

キケローは次いでLex agrariaの最初の條項に言及し、ローマの三十五の部族でなく十七の部族によつて農地委員が選出されるように規定してあるため、その結果九の部族の支持を得れば當選するようになってゐるが、ルルスは一體如何なる理由でローマ市民から選挙權を奪うような結果にみちびくことをこの提案並びに法の始めにおいたかががいたいと迫る。

そしてLex agrariaがその前文の第二條で「ローマの最高司祭の選挙と同じ方法で」⁽⁵⁴⁾選挙するとのべているがこのようなことをひき合いに出すのは間違であり、宗教的な理由で護民官Gnaeus DomitiusがB・C・一〇「年に司祭として選ばれるために十七の部族の選挙を行つたがそれはむしろ全ローマ人のために宗教的制限内で最善の方法を選んだのに對しルルスはむしろ選挙の自由を制限しようとして之を行つてゐる譯であり兩者の差異は全く甚しいと

論駁する。(VII)⁽⁵⁷⁾

法律家としてのキケローにとってこのような問題は全く容易なことと思われる。

かくてキケローは *Lex agraria* を提案したものはルルルスであり、ローマ國民の大部分から選舉權を奪つたのもルルルスであり、集會 (*Comitia tributa*?) を開き好きな部族を召集し、管理人 (*custos*) もなしに籤をひき、好きな農地委員の選出をやつたのもルルルスであり、十人農地委員の長になつたのもルルルスであると斷ずる。(IX) 次いでキケローは *Comitia curiata*, *Comitia Centuriata*, *Comitia tributa*, *Lex curiata* の説明を始める。「ところでルルルスは *Lex agraria* のために開催されなかつた *Comitia curiata* の權威をよく知っておりまた *Comitia tributa* を抑壓しているが、彼は九の部族によつてしか選ばれなかつた農地委員が *Lex curiata* なしには何等の權威ももち得ないこともよく知つてゐる。そこで彼は *Lex curiata* を通過せしめるように命令する。ところで護民官にはこのような *praetor* に命令する權限がないのでその權限がないにもかかわらず護民官ルルルスは之を *praetor* に命ずることになるわけである。しかし *praetor* がそのようにせず *Lex curiata* を通過しない場合には農地委員は合法的に選ばれた *magistratus* と同じ權利を持つとルルルスは述べるがそれではまるで十人農地委員でなしに十人の王を設けることになる。(XI) 統領の *Lex curiata* の提案に對して護民官は拒否權を行使するが護民官が之を濫用するなら吾々にも考えがある。しかるに護民官は *Lex curiata* についての *praetor* の仲裁力をとり去つたので自から (*Curia* の) 自己の力を弱めてしまつたことは恥ずべきまた笑うべきことである。」(XII 30)

「*Comitia curiata* は現在三十人の *lictors* によつて不完全にしか代行されていない。」⁽⁵⁷⁾ ところでルルルスは農地委員の植民の權限について *Lex Sempronia* による三人農地委員 (*III viri*) と同じ權限を *decemviri* にもたせると

「*Lex Sempronia* ⁽⁵⁸⁾ は *Triumviri* は三十五の部族によつて選ばれたものであり、テイベリウス・グラックスの法の精神と雲泥の相違がある。」(XII 31)

このようにキケローが迫るときすでに *Lex agraria* の前文はその効力を失い、むしろ戲畫化されてゆく。

キケローは更に法の有効期間について言及しルルルスの農地法の有効期間は五年と限定してあるが實際は之を無期限なものとし、農地委員の特權や勢力は最早や抜きがたいまでに強化されると警告する。そして *decemviri* はいろんな職業の人員と必要品を支給されたそのための費用や騎士層 (*equester locus*) のものから二百人もの測量者 (*fautores [agrimensor-gromatici]*) を支給されるので今やローマ人は僭主連をもつことになり、一方五年間統領や護民官自身 *decemviri* に服従することになるのに *decemviri* は何ものにも服従せず、また *magistratus* へもローマすることを許され、裁判にもかかけられないのですますます好きな者から好きな値段で好きなものを買うようになると攻撃する。(XIII)

キケローはここで再び農地委員により賣却される土地としてカンパニアの優れた葡萄園のある *Gaurus* の山、ラティウムの柳の苗床となつてゐる *Minturnae* をらびまた *Herulanum* の道路 (*Via* も公有地に入る) を擧げてゐる。(XIV) そしてこれらが賣却されることになれば「農地であれ、場所であれ建物であれ」⁽⁵⁹⁾ 何でも賣却することになり、奴隸や家畜、金、銀、象牙、衣服、家具等々の動産まで賣却することにならうと難じてゐる。更にキケローは東方の領土に眼を轉じ、スルラやポンペーイウスが恢復した *Pergannum*, *Smyrna*, *Tralles*, *Ephesus*, *Miletus*, *Cyzicus* 等のアジアの土地、また *Nicomedes III* (B. C. 74) がローマ國民に遺贈した *Bithynia* (XV) のみなふち *Lesbos* 島の首都である *Mylissae* ⁽⁶⁰⁾ などアレクサンドリア市とエジプト等が *decemviri* へ引き渡されることとなるわけ

であるがこのような領土の處理は決定するのに重大なだけでなく論議するのさえ困難であるとし、特にエジプトについては前述の如くアレクサンドロス(二世)の遺志によりローマの領土になつたと言われているが當時(B. C. 63)王位を継いでいた Ptolemaeus Auletes (B. C. 80—51) は Ptolemaeus (Soter II) の庶子であり、他方何等の遺言(testamentum) もないと言われているのでルルスの處理が如何に困難であるかを擲論している。(XVI)

次いでキケローは個人の相続財産(hereditas)の訴訟についてはすでに Centumviri⁽⁶⁷⁾が居るので decemviri が容喙することを問題にし、(XVII) 又ルルスはローマ人の vectigalia (ager vectigalis) のみならずシキリブ等全ての土地を賣りはらおうとしていると攻撃する。(XVIII)

キケローはまた農地委員が賣却しようとしている小アジアの土地を次のようにあげている。Pamphylia 地方の Attalia, Lucina 地方の Phaselis⁽⁶⁸⁾ et Olympus,⁽⁶⁹⁾ Agera,⁽⁶⁹⁾ Oranda,⁽⁶⁹⁾ Gedusa—そして Publius Servilius (Consul 79 B. C.) の戦捷によりローマの領土に加えられたことを強調している。

この外 Publicani がその収入を請負っている同じく小アジア西北方の Bithynia⁽⁶⁹⁾ の王領地、Chersonesus,⁽⁶⁹⁾ Censor に請負われローマ國民の収入源となつているマケドニアの土地、⁽⁷¹⁾ B. C. 九六年にローマ國民に王國を遺贈した Cyrene の王 Apion に屬した Cyrene の土地、⁽⁷²⁾ Corinthus の肥沃な土地、⁽⁷²⁾ Hispania (Spain) の領土、⁽⁷⁴⁾ 新舊カルタゴの土地、⁽⁷⁵⁾ Mithridates のものであつた Paphlagonia, Pontus, Cappadocia 地方の土地等ローマの戦により得られた土地がすべて農地委員によつて賣却せられようとしているとキケローは追及する。(XIX)

以上の如く decemviri は好きな場所で好きなものを賣らうとしていると斷じたのも(XX) 何等の法的な手續もなくローマ人の収入(vectigalia)まで賣り拂わんとする decemviri の非を唱え、ルルスの Lex agraria の缺陷に

つき『(Lex agraria には)スルラやポンペイウスの統領の時からイタリア外のすべての土地 “omnes agros extra Italiam, ab Sulla et Pompeio.” とみえるがこれには何等時間の限定がない。decemviri はむしろ問題の土地が私有地(privatus)か公有地(publicus)かを調べたのもに(賣却すべきか否か)を決定すべきである。』とのべる。さらに「シキリブでの Recentoria の土地(ager Recentorius)が、Lex agraria の條項から除かれてゐるが(この地方の Lilybaeum でキケローが Quaestor をしてゐたので)住民と親しくしてゐた關係上自分にとつて嬉ばしく、またそれは正當な理由がある。しかしこれは全く鐵面皮(impudentia)である。住民はこの土地は公有地であるが、これをとりあげるのには公正でないと云つてゐる。しかし之が私有地なら農地委員が賣却できぬのが當然であり、また公有地なら特に之を除外する根據があるか?」⁽⁷⁸⁾ (XXI) この外に「上述の條項には協約によつて保護される土地がやはり除去されている。しかしこの問題についてアフリカのヌミディアの王 Hiempsal はこの協約(foedus)が締結されぬことを恐れている。しかしローマ國民はこの協約をおそらく締結するだろうから當然 decemviri の賣却權を制限する筈である。」また「農地委員は今や渾大な金、銀、戦利品、王冠を國庫に收めず彼等のもとに集めようとしているが之はポンペイウスの戦功によるにもかかわらずポンペイウスを委員から除いている。」(XXII—XXIII)

「次のことは論議するまでもないことだが昔から植民として入植した庶民の土地を個人から(國家が)買いとるというような慣習はない。しかしいかなる法によらうと個人が入植するのは公有地である。しかし護民官は之等の土地をも賣買すると豫想せざるを得ない。」ルルスは土地の購入を命じてゐる。しかし Lex agraria の購入についてべてゐるのは漠然としてゐる。それでは Alba から Sabinus の領土まで全イタリアをしかもルルスが購入することになるではないか。しかも Lex agraria では「耕され得るまたは耕作され得る土地」⁽⁸⁰⁾を求めるとルルスは言

つているが耕され耕作されうる土地であつて「耕されたまた耕作された土地」⁽⁸⁰⁾とは言つていない。ルルルスは漠大な金で荒廢地かどうかわからないような土地を買うつもりか？ ルルルスは賣りたがらぬものの土地にふれないので購入地名をとくにあげぬというがしかしこれでは賣りたがらぬものから買うよりもつとひどい。購入者と賣却者がともに利益になるとき、その場合にはじめて土地が購入さるべきであらう。」(XXXV)

「Lex agraria の力を考えると、この法のために公有地を占有しているものさえ有利な条件や高額の金銭で誘われねばその占有を放棄しないだらう。以前は護民官が Lex agraria をほのめかすと不人気な公有地や占有地を保有しているものはすぐに恐慌をきたした。しかしルルルスの農地法はこれらの占有者を富まし、且つ不人気から解放する。今や(事情が異り)占有者はその占有の範圍を守り得ず、スルラによつて與えられた土地にとりついた不人気に耐え得ない⁽⁸¹⁾。そしてこれらの土地を賣ろうとしているが買手を見出せずにいる。少し前に日夜護民官を恐れ民衆の暴力を恐れて農地法でふるえていた者も今や好きな値段で公有地でも不人気な土地でも危険な土地でも何でも農地委員にうり渡せるわけで護民官ルルルスはローマ國民のためでなしに自分自身のためにこの歌をうたつている。(ただ一番喜んでいるのはルルルスの義父であらう。)このようにスルラから與えられた不人気な土地や不毛な荒廢した不健康な土地が、買手を見出せなければそれを放棄するような所有者から買いとられようとしている。疑もなく護民官ルルルスが元老院で都市の庶民(urbana plebs) は國家内であまりに多くの勢力をもちすぎているから彼等を一掃すべきだとのべたのはまさにこの意味である。尊敬すべき市民をまるで悪水⁽⁸²⁾のようにのべている。」(XXXVI)

「ルルルスはローマ國民の都市や土地や収入や王國を賣却し、何か砂地や沼地を買おうとしているがこれは許さるべきことか？ 又この Lex agraria ではまづすべてのものを賣り拂い、一片の土地が買入れられる前に金銭をか

き集めこれを山と積み上げようとしているがこれは全く異常なこと(cessum)である。農地法は土地を買うように命じているが持主の意志に反することを禁じている。では一體賣ろうと欲する者が居ない場合どうなるか？ この農地法ではその金銭を國庫に引渡すことを禁じているので農地委員はすべての金銭を保有し、ローマ國民のために農地を買わないことにならう。尤もルルルスは賣りたがるように高い値段で誘うことは容易だという。したがつてこの法からすれば吾々が持つていけるものをできるだけ多く賣つて、他人からその者の好きな値段で買いとることになる。」(XXXVII)

「この法はカンパニアの土地(ager Campanus)を分配し、カプアに植民することになつていゝ。ルルルスはカプアに五千人の植民を入植するように命じ、十人の農地委員は各々五百人を選ぶことになつていゝしかし溫和で平靜を好む人々にはそれに割り込む餘地がない。」(XXXVIII)

「十ユーゲラの土地が各人に割り當てられるとしてもカンパニアの土地に入植するにはローマ國民は多すぎるし、カンパニアは公有地としてローマ國民の収入源としてとつておくべきである。」(XXXIX)

「ルルルスはカンパニアの土地にステラテイスの平原も加え、各入植者に十二ユーゲラを割當てようとしているがしかし之等の都市を充たすには大勢の人々が必要である。しかるにこの農地法は decemviri にすぎな都市(municipia)すぎな古い植民の地(veteres colonias)を自分の入植者でみたすことしか許していない。」(XXXI)

最後にキケローはこのカンパニアやカプア(カルタゴやコリントス等々)についての古人の處置やローマの歴史に占めるその意義について語り、統領としてルルルスの Lex agraria を阻止するために全力を盡すとローマの公衆に約束している。

第三の集會での Oratio でキケローは公衆のざわめきから自分に對する公衆の感情のかすかな變化を認めているが、これはスルラ派の公有地の占有をキケローが辯護しているという誤解に基くようである。しかしスルラの時代に Leges Corneliae (スルラの法)によつて公有地を占有した者は實際上ルルスの農地法で保護されることになるこのような例としてルルスの義父を挙げ Lex agraria はこのために提案されたようなものであり、キケロー自身はローマ共和國の防衛であると結んでいる。

尙第四の Oratio の *ἀνορθωμένη* (斷片)があるが文字通りの斷片で三つの節の一部分である。⁽⁸⁸⁾ キケローは法律家としての該博な智識と鋭い論理をもつて Lex agraria の弱點をえぐり出している。しかしキケロー自身をまき込んでゆく政治經濟事情は必しもローマ社會の現状をさげがたいものとして肯定せず Lex agraria の不備やそれを政治の具とすることに對するキケローの論難にもかかわらず Lex agraria をめぐるキケローの辯論自體がローマ社會の矛盾をさらに推進してゆくことが看取される。

(樋口勝彦教授、森聲教授の御好意に深謝する。)

〔附記〕 最後で Lily Ross Taylor, Caesar's agrarian legislation and his municipal policy. の興味ある論文が "Lex agraria" のその後の展開について語つてゐることを附記しておく。

- (1) 尤もキケロー自身最もよくヘレニズムの精神を體現し、例えその思考の獨創性に缺けたとしてもよく之をローマ化した者とされている。したがつてここでは現實のヘレニズムの世界とその文明の乘離が起るわけである。(Cf. Tarn and Arifith, Hellenistic Civilisation. Chap. I. X.)
- (2) キケローの作品が後に Hieronymus, Ambrosius, Augustinus に與えた影響は大きく評價される。
- (3) Gracchus Tiberius Sempronius, tribunus. 133. B. にすでに債務や農地問題は政治的な基盤をもつていたようである。しかしそれが重要性を獲得したのはやはりグラックスの時代であり、内容の詳細はグラックス時代の農政から多分に借用されているように思われる。
- (4) この意味で *ἀποροτέλης, ἠθικῶν Νικομάχεων* の性格をもちわけであるがキケローのプラシテイン的な面や Stoicism 並みの Cynism. が複合するのでも兩者の距離はかなり著しいものがある。然しキケローが何よりもまづローマ人であることと誇 (Superbia) をもつたことは特記するべきであらう。
- (5) ヘレニズムの世界ではこれらの處置は、富裕者の反對により永續的な効果をもたず、また少規模にしか行われなかつたようである。(The social and economic history of the Hellenistic World by M. Rostovtzeff. Volume II. p. 611. p. 1128.)
- (6) Qui vero se populares volunt ob eamque causam aut agrariam rem temptant (<tento), ut possessores pellantur suis sedibus, aut pecunias creditas debitoribus condonandas putant, labefactant fundamenta rei publicae. (Ibid., II. XXII. 78.)
- (7) Ac propter hoc injuriae genus Lacedaemonii Lysandrum ephorum (*Ἀστυάρχου ἐφόρου*) expulerunt, Agin regem (*Ἄγιν βασιλέως*), quod nunquam antea

C. 年の Gracchus Gaius Sempronius. Tribunus. 12 B. C.

テヘリッスの農地法は、公有地 (ager publicus) をその占有地 (possessor) から守るため、占有者として 500 Jugera (*πείποι*) の占有地を限定し、二子の各々 250 Jugera の超過分を認めたとし知れよう。(Appianus, Bellum Civile. I. II)

この年の Titi Livi Ab Urbe Condita. VI. 35. は、C. Licinius, L. Sextius の護民官の時代に(1)債務に關する問題 (2)土地占有に關する問題 (3)ロムニルの一人が庶民 (Plebs) から選ばれねばならぬことについて貴族と庶民 (Plebs) の間で争が起つたこと言及し、(4)の問題で土地の占有が制限され、五〇〇ヘーゲラ以上の占有が禁止されること、(5)に庶民には二ヘーゲラしか割當がないのに貴族たちは五〇〇ヘーゲラも占有し、一人の貴族が三百人近々の貧民の土地に匹敵する農地を占めてゐると (ibid., VI. 36) また (B. C. 三五七年に) Gaius Licinius Stolo 自身がその子と共にヘーゲラの土地を占有し、自分の作成した法を侵したため M. Popilius とがめられ、法をのがれるためにその子を emancipo (家長権 patria potestas から解放) したが一萬ボム (as) の罰金を課せられた (ibid., VII. 16) を記してゐる。そしてパトリキアヌスと Bellum Civile (I. 8) とこの法に言及してゐるのグラックス以前

apud eos acciderat, necaverunt, exque eo tempore tantae discordiae securae sunt, (Segor, *v/sec*), ut et tyranni existerent et optumates exterminarentur et praeclearissime constituta res publica dilaberetur. Nec vero ipsa solum cecidit sed etiam reliquam Graeciam everit contagionibus malorum, quae a Lacedaemonius profectae manarunt latis. Quid? nostros Gracchos, Ti. Gracchi summi viri filios, Africani nepotes nonne agrariae contentiones perdiderrunt? (ibid., II. XXIII. 80)

Gracchus, Tiberius Sempronius. Censor: }
Cornelia. (Scipio) Africani filia. }

{ Tiberius.
Gaius. (hi sunt "nostros Gracchos") }

(7) Plutarchus, Cicero. III. Cicero, pro Sexto Roscio Amerino. (80 B. C.)

(8) Plut., Cicero. VII. Cicero, In Verrem. (70 B. C.)

(9) この時代 Novae nobles の中での騎士階級の比重は大きく、たゞキヤローは equites と元老院の仲介の役を果たすわけであるが、等の入々はキヤローの開いた東方の國々で土地 publicani としての活動の分野を得ようとしたものである。

(10) Plut., Cicero. VI.

(11) Cicero, De officiis. II. 17 (59).

(12) 『ルキアンの異議はその構成上異質的である、その中核は、即ち nobles ではない、patricius—つまり社会的に秀じた少数のメンバーから成り、その周縁に「イタリヤの花」である多くのローマの騎士をめぐって構成されていた。』

Ronald Syme, The Roman Revolution. p. 51.

(13) このキヤローのみならず同じキヤローイウスが populares の言葉のトーンをなしたものの根拠である、この語はキヤローに強へ種類である。(R. Syme. Ibid., p. 55) ところで、この事柄はキヤロー Syme は "the flower of Italy, である" の equites の性格如何という問題にまで展開する。ロマンマンソンが「キヤロー末期のすでに始まっている市民戦争への展望を與えてこの時代の東方のキヤロー Bourgeois (Capitalist) の性格規定を試み、また彼を「キヤローイウス populares である」と代辯される東方のキヤロー proletariat としての定義付けを行わせたのも同一の根拠を基へと思われる。

(14) 「或る者は債務の免除の運動をし、また或る者はイタリアや屬州で行われる土地配分の運動をした。」「*ἄλλος νεωτέρων ἰσχυροτέρων τῶν ἀρχαίων τρεψάρας ἐσχηκίον*。」(B. C. 63) Dion Cassius. (xxxvii 25(4)).

(15) Cicero, De lege agraria II. XII. 31)

Th. Mommsen, Römische Forschung. Band I. S. 140—150. このキヤローは後述の如く Comitia tributa として農地委員の選出を行う便法をとる議である。

(16) Appianus, Bell. Civile. I. 103. 104.

(17) Cicero, De Lege Agraria. II. XXXI. 85.

(18) John Henri Freese, Note to "popularis," (II. iii. §7.)

(19) 土地税の補正である。

(20) Ager publicus populi Romani in terram Italianam.

(21) Livius, ibid., X. 1.

(22) Ager Campanus—Capuanus.

(23) Livius, ibid., XXVI. 16.

(24) Appianus, Mithridateios. 62. Bell. Civ. V. 4. Attalus Philometer の別號。

(25) T. Livius. ibid. XXVIII. 46.

(26) このような形での公有地の私的所有権は認められようとしたことである。キヤローの費用を賄うた多くのローマ市の五十哩以内の公有地を公有地である證據として「ローマの」として各目的な税を課して國家の負債の三分の一の價格で相當する分だけ譲渡した trientabulus としてきた土地をやり取りする地とすることを示した。(Livius. ibid. XXXI. 13.)

(27) Livius. ibid. VI. 15. 36. VIII. II.

(28) Livius. ibid. X. 1. XI. 29. 49 Ostia 中の建設と等

キヤローの多くの植民地 (colonia) としてのキヤローイウスが、駐屯兵的な植民から貧市民の植民、戦争で荒廢した都市への建設のための植民、農政的な植民等時代と状況によつてその性格も多様である。

(29) この食料の censor としてのキヤロー vectigalia に関する説である。

(30) Cod. Justi. III. LXXVI. 6 emptyteusis の英文は「キヤローイウスに課せられた税金である。」「自由地」の税として、其種裁量として自由で課税されるべき vectigalia である。そのキヤロー censor 及び publicani の課税を免れ得る、一旦課税した以上の用途の變更をすることを示したものである。

(31) Varro, Rerum Rustearum. II. 1. 16—17.

(32) Livius. ibid. II. XVI. このキヤローイウスはローマの土地記作者の捏造ではないかと疑われるキヤローイウスは「農地法の刺激で農民が議をなした。』(Agrariae legis tribuniciis stimulis plebs furefata.) (Ibid. II. LIV. 2) としてのキヤローイウス。VI. 5. 1. 及び VI. II. 8. である。

(33) Appianus. Bellum Civile. I. 8.

(34) Appian. ibid. I. 18. 24. 27.

(35) J. H. Freese, ibid. introductis to "De lege agraria."

- ibid. p. 780. Rostovtzeff, ibid. p. 807.
- (71) Rostovtzeff, ibid. p. 1029.
 - (72) Jones, ibid. p. 361 sq.
 - (73) Rostovtzeff, ibid. p. 738 sq.
 - (74) Tenny Frank, ibid. III. Vol. p. 121 sq. Apian. Bell. Civ. I. 86 sq.
 - (75) Howard H. Scullard, Scipio Africanus in the Second Punic War. p. 142 sq.
 - (76) Appianus, Mithridates.
 - (77) 事實メソラ(八二年)とポンペーイウス(七〇年)の統領就任の間には約十年のずれがある。
 - (78) Tenney Frank, ibid. III. Vol. p. 236sq. ルルムの賄賂の不正がありはしないかと反問しているわけである。
 - (79) "Qui arari aut coli possit."
 - (80) Qui aratus aut cultus sit.
 - (81) しかしこの評價はキケローの誇大な表現やポーズともにかきわめて困難である。
 - (82) Sentina—わいわい連、船底の漏水の二つの意味をもつこのことばが巧みに使用されている。
 - (83) 以上各 Oratio の重複をさけつつ要約したが Lex agraria に直接関係ないとおもわれる部分は全部省略した。

第四十七卷 第九・十號 目次

獨占と中小企業をめぐる理論的諸問題 伊東 岱吉

實踐的價值判斷の論理的基礎 富田 重夫

—M・ウェーバーの没價值性理論を中心として—

再販賣價格維持制度の効果分析 片岡 一郎

—合衆國醸造の場合—

資料

杉本茂十部の研究 伊東 彌之助

—菱垣廻船積株仲間の成立—

書評及び紹介 經濟學關係文獻目錄

労働者意識についての若干の問題 (下)

—四工場の調査を素材として—

青 沼 吉 松

前節では、I自動車とY毛織物の二工場の労働者を單に工場別においてのみ比較した。これら労働者は経営及び組合で、彼らが占める地位によつて、工員・職員及び平組合員・組合幹部に區別される。更にYでは男・女別が付け加えられなくてはならない。かくてIでは四つの、Yでは八つの種別ができる。このように一二の種別を作ることによつて、労働者意識の比較的研究を深めることをこの第一の課題とする。次に、意識の各部類が必ずしも平行的にではなく、跛行的に展開されうるといふ點に注目して、意識の跛行性について論ずることにした。第三に、社會意識と支持政黨との關連というような問題を考えられる。この問題は興味あるものであろうが、ここでは紙數の制約もあるし、それについては他に發表の機會もあるから概ね省略した。

(1) Iでは女子が僅か三%にすぎないのに、Yではそれが六七%をも占めている。従つてYでは性別を無視すること

労働者意識についての若干の問題 (下)

はできない。更に二〇才以下の占める比率は、Iでは六%であるが、Yでは四七%にのぼっている。(本誌四月號所載の小論「上」—B参照) Yでのこの比率は女子において歴倒的に大きくなっている。それは女子では六七%にもなっているが、男子では一三%にすぎない。かくてこのような若年労働者の問題は、女子就中その比率が最大(七一%)である平組合員たる女子工員のそのなかに包攝されていると解しうる。

I労働者の大部分が成年男子であり、Y労働者の多くが若年女子であることから當然推測しうるように、前者では34が世帯主であるのに、後者では14がそうであるにすぎない。かくて前者の多くはその工場から得られる賃金によつて、専ら彼らの家計を賄っている專業的労働者であるが、後者特にその量的主軸たる女子の殆どが專業化する傾向をもたない、婚前の一時的な家計補助的或は自活的労働者である。IとYとの對比においては、このように性格を異にする労働力の比較の問題が含まれていることを注意しなくてはならない。

(2) 経営での工・職別と組合での平・幹別との組み合わせによつて、工—平・工—幹・職—平・職—幹の四つの種別ができ、Yでは更に男・女別が加わるから、種別は八つとなる。これらの各種別に所屬する人員の實數は次頁表の通りである。これらの種別の若干に所屬する員數が僅少であることは注意されなくてはならぬ。かかる小數のものからこれら種別の傾向を論ずることは適切でないが故に、これらは分析に際し